別紙１－２

育児休業互助会掛金免除申出（変更申出）書

　□ 新規　□ 変更

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員番号 | |  |  | |  | |  | |  |  |  |  |  |  | |
|  | 育児休業取得時における互助会掛金の免除を申し出します。  　　一般財団法人広島市職員互助会理事長　様  　　　　　　　　年　　　月　　　日  所属名  フリガナ  会員氏名  TEL（所属連絡先）  TEL（本人連絡先）　　　　―　　　　　― | | | | | | | | | | | | | | |
| 育児休業期間 | | 新 | |  | | 初日 | | 年 　　月 　　日 | | | | | | 末日 | 年 　　月 　　日 |
| 旧 | |  | | 初日 | | 年 　　月 　　日 | | | | | | 末日 | 年 　　月 　　日 |

＜備考＞

１　提出時には育児休業承認書(写し)及び給与明細書(写し)(互助会掛金免除月に給与から控除となった場合)を添付し、提出してください。

２　免除期間中に、互助会掛金を給与担当課へ支払った場合は、領収書(写し)を提出してください。

３　申出書の提出後、免除対象者となった場合でも、支給明細書には「互助会掛金引去不能」と表記されます。

　４　申出期間は、育児休業承認書に記載の休業期間最終日から２年間となります。

　５　申出書の締切日は、毎月２０日となります。

　　　返金があった場合は、締切日の翌月２０日に共済組合、互助会登録口座に振込となります。

口座を変更する場合は、口座登録（変更）届を添付してください。

別紙２－２

育児休業取得時の互助会掛金免除事務フロー

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申出者 | 各庶務担当課 | 互助会 | 各給与担当課 | 備考 |
| **①申出書等提出**  申出書に必要事項を記入し、育児休業承認書（写し）等を添付し、提出。  ＜提出書類＞  ・育児休業互助会掛金免除申出（変更申出）書  ・育児休業承認書（写し）  ・給与明細書（写し）（免除月に掛金控除となった場合のみ）  **⑧掛金返金確認**  共済組合・互助会登録口座で入金確認 | **②受領**  **③互助会へ申出書等提出**  申出者より提出された用紙を互助会へ提出。 | **④受付**  **⑤各給与担当課に申出書等の情報提供**  申出者からの提出書類を、各給与担当課へ情報提供。  **⑦免除対象者に掛金返金**  免除対象者から掛金を控除した場合、共済組合・互助会登録口座へ返金 | **⑥受領+** | 毎月20日締切  ※20日が閉庁日の場合は、直前の開庁日  毎月20日以降に情報提供  締切日の翌月20日に登録口座へ振込  ※20日が閉庁日の場合は、直前の開庁日 |

